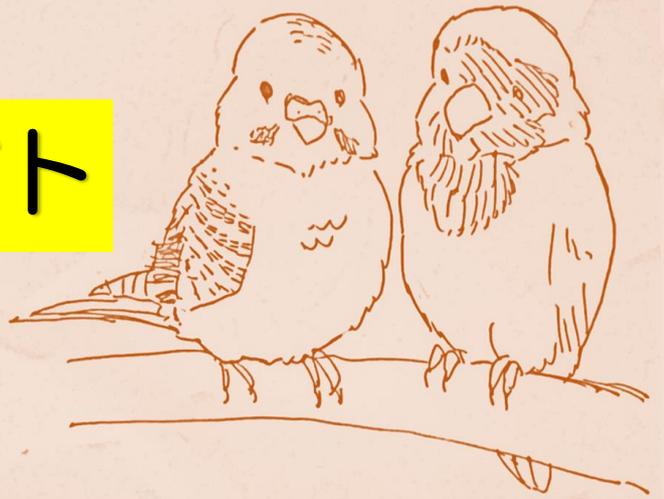


インコやレースバト



Q. 迷子のインコを拾った。

- A. インコは外で拾っても日本に生息する生き物ではありません。どこからか逃げてしまったか、心無い飼い主が捨ててしまった可能性があります。現在の法律ではペットはすべて捨得物（落し物）として扱われるためまずはお近くの交番にご相談ください。

Q. 足にリングのついたハトを保護した。

- A. 足に番号のあるハトは伝書鳩かレースバトとして誰かに飼われ、迷子になってしまったハトです。足のリングの番号で飼い主がわかります。もし怪我をしても当センターでは飼い鳥である以上受け入れていません。どうすればいいかなどの対応のご相談は受けていますのでお電話にてご連絡ください。

Q. 野鳥を捕まえて飼いたい。

- A. ペット目的で野鳥を飼うことは「鳥獣保護法」で禁止されています。仮に怪我をされていて保護をされていて継続して飼育する場合は各県の許可が必要です。
- そもそも野生動物は野生にいてこそ生き生きと飛び回り、魅力的な生き物です。捕まえて飼うことは鳥たちに、とても大きなストレスと負担をかけてしまいます。庭にバードフィーダーや巣箱を設置したり、お休みの日にバードウォッチングに行くだけでも十分野鳥を見ることができます。鳥がお好きな気持ちを野鳥たちの保護活動に活かしていただければと思います。

Q. 野鳥に餌付けをしたい。

- A. 野鳥観察などのために庭にバードフィーダー（エサ台）を設置するかとも思います。身近な野鳥を呼び込む方法として使われていますが、これも愛鳥家の方々は鳥たちの生態を壊さないように配慮しながら設置しています。基本的には冬の子育てが終わり、餌が少なくなってきた頃に設置して楽しむようです。過剰な餌やりは野鳥たちを苦しめてしまう原因となってしまいます。特に池や公園などにいるカモやハトは人間がかかわりすぎたせいで餌をとることができなくなってしまうこともあります。さらに警戒心が弱くなり、ネコや他の動物に襲われたり交通事故に合いやすくなることもあります。また直接与えることは衛生上、鳥にも人間にもよくありません。野鳥もどんな病気を持っているかわかりません。
- もしバードフィーダーなどを設置する場合は鳥たちに十分配慮してください。